

スタートアップ支援策について

1 創業の促進

「稲沢市中小企業振興基本条例」では、第12条において市が実施する施策の基本方針を定めており、第5号に「創業を促進すること。」を規定しています。

稲沢市においてスタートアップ・創業を支援する目的は、条例でも規定する「地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上」に向け、新たな雇用や産業の創出による地域経済の再生、地域課題の解決に資する産業の育成等を図ることにあります。

2 稲沢市における創業支援

産業競争力強化法に基づき策定する「稲沢市創業等支援計画」では、商工会議所・商工会と連携した創業相談、商工会議所が行う創業スクールの実施等に加え、令和4年6月に開設した「スタートアップいなざわ」での相談対応を定めています。主に創業を考える方、創業後間もない方を対象とし、令和6年度は177件の相談を受け、うち112件が創業前の方の相談でした。

3 ローカル10000プロジェクト

創業支援施策としては、国の「小規模事業者持続化補助金(創業枠)」、県の「あいちスタートアップ創業支援事業費補助金」等があります。この他、産学官金の連携により地域の資源と資金を活用する「ローカル10000プロジェクト」があります。

事業費の1/2・5,000万円を限度に、他の地域に展開できる先進的な事業に対し市が支援を実施する場合、その1/2(事業費の1/4)が国から補助され、残り1/2には国の特別交付税により1/3(事業費の1/6)程度の支援があります。

別に令和6年度から地方単独事業が始まり、1/2・1,500万円を上限に補助制度を設けた場合、市補助額と同額以上の融資を受ける等の条件を満たせば、市補助額の概ね1/3が特別交付税により国から支援されます。

4 スタートアップ支援の補助制度(案)

<対象者>

- ・稲沢市に在住し市内で創業する個人、新たに法人登録し事業を始める者、または創業5年以内の中小法人、個人事業主であって、税の未納がない者。
- ・「スタートアップいなざわ」等での継続的な支援を受ける、地域課題を解決するほか要綱に定める要件を満たす者。

<補助対象事業等>

補助対象経費	補助割合	補助上限
創業または課題解決を目指す新事業に係る初期投資 (施設整備費・機械装置費・備品費・調査研究費) ※ただし、用地取得費、仕入費用等は除く。	1/3	100万円

5 令和8年度予算額（案）

（仮）スタートアップ支援事業補助金 5件×1,000千円=5,000千円

募集：令和8年5月初旬～9月末（1次募集締切：5月末）

採択：令和8年6月上旬に1次募集分を書面評価、残額については申請の都度評価。

1次募集分で予算額を超えた場合は点数上位から採択し交付決定、絶対評価も
行い、6月以降の申請については1月内に評価し交付決定を予定する。

事業実施：令和8年7月1日以降交付決定日～令和8年2月末

申請書類：交付申請書、事業計画書、同意書兼誓約書、事業概要ポンチ絵、見積書、
設計書、その他応募事業に係る説明資料

6 その他

- ・ 補助対象事業の採択は、稲沢市中小企業振興会議委員による審査により採択する。
- ・ 絶対評価に当たっては、課題解決への貢献度、これまでにない市場や手段の新規性等を5段階により評価し、7割を下回った場合は採択しないものとする。
- ・ 1次募集の採択に当たっては、創業していない方を優先する。
- ・ 事業実施年度の翌年度から3年間、事業成果について事業実施状況報告を求める。
- ・ 補助金の交付から5年を経過しないで対象事業を廃業・停止したとき、又は転出・市内の事業所を撤退したときは、交付額の全部又は一部について返還を求める。